

○厚生労働省令第四十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項及び第三十条第三項から第五項までの規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後		改正前	
<p>免除を受けることができる者</p>	<p>(免許職種等) 第三十七条 (略)</p> <p>2 普通課程及び短期課程(第三十六条の十四に定めるものを除く。)の普通職業訓練に関し、法第二十八条第一項の免許(以下「職業訓練指導員免許」という。)を受けた者(福祉工学科に係る職業訓練指導員免許を受けた者を除く。)が担当できる訓練は、次に掲げる訓練とする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(受験資格) 第四十五条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第三十条第三項第三号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の技能を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者</p> <p>(試験の免除) 第四十六条 都道府県知事は、次の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除することができる。</p>	<p>免除を受けることができる者</p>	<p>(免許職種等) 第三十七条 (略)</p> <p>2 普通課程及び短期課程(前条に定めるものを除く。)の普通職業訓練に関し、法第二十八条第一項の免許(以下「職業訓練指導員免許」という。)を受けた者(福祉工学科に係る職業訓練指導員免許を受けた者を除く。)が担当できる訓練は、次に掲げる訓練とする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(受験資格) 第四十五条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第三十条第三項第三号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(試験の免除) 第四十六条 都道府県知事は、次の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除することができる。</p>

(略)

前条第三項第四号に規定する者

実技試験の全部

(解散の届出)

第五十三条 法第四十条第四項の届出は、前条各号の事項を記載した書面及び定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証明する書面を添えた届出書を提出して行なわなければならない。

(残余財産の帰属の認可の申請)

第五十四条 法第四十二条第二項又は第三項の認可の申請は、次の事項を記載した書面を添えた申請書を管轄都道府県知事に提出して行なわなければならない。

一・二 (略)

別表第二(第十条関係)

普通課程の普通職業訓練

一〇四 (略)

訓練系	訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間(単位は時間とする。)	設備
	専攻科				

(略)

(新設)

(新設)

(解散の届出)

第五十三条 法第四十条第三項の届出は、前条各号の事項を記載した書面及び定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証明する書面を添えた届出書を提出して行なわなければならない。

(残余財産の帰属の認可の申請)

第五十四条 法第四十一条第二項又は第三項の認可の申請は、次の事項を記載した書面を添えた申請書を管轄都道府県知事に提出して行なわなければならない。

一・二 (略)

別表第二(第十条関係)

普通課程の普通職業訓練

一〇四 (略)

訓練系	訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間(単位は時間とする。)	設備
	専攻科				

三 金 属 加 工 系	工 科 塑 性 加					二 金 属 材 料 系	(略)
		科 熱处理	鍛造科	鑄造科	鉄鋼科		
		(略)	(略)	(略)	(略)		
		二 1 系基礎 2 専攻 実技	二 1 系基礎 2 専攻 実技	二 1 系基礎 2 専攻 実技	二 1 系基礎 2 専攻 実技		
		(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)		
		三〇〇 (略)	(略) (略) 二一〇	(略) (略) 二一〇	(略) (略) 二一〇		
(略)	(略)	(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)				

三 金 属 加 工 系	工 科 塑 性 加					二 金 属 材 料 系	(略)
		科 熱处理	鍛造科	鑄造科	鉄鋼科		
		(略)	(略)	(略)	(略)		
		二 1 系基礎 2 専攻 実技	二 1 系基礎 2 専攻 実技	二 1 系基礎 2 専攻 実技	二 1 系基礎 2 専攻 実技		
		(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)		
		二九〇 (略)	(略) (略) 二〇〇	(略) (略) 二〇〇	(略) (略) 二〇〇		
(略)	(略)	(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)				

(略)	精密加工工科		機械加工工科		(略)	鐵工 構造物		溶接科	
	(略)		(略)			(略)		(略)	
	2	1	2	1		二	2	1	二
	実技	学科	実技	学科		専攻	実技	学科	専攻
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	三	七	三	九		三	〇	〇	三
〇	(略)	〇	(略)	〇	(略)	〇	(略)		
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	

(略)	精密加工工科		機械加工工科		(略)	鐵工 構造物		溶接科	
	(略)		(略)			(略)		(略)	
	2	1	2	1		二	2	1	二
	実技	学科	実技	学科		専攻	実技	学科	専攻
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	三	五	三	七		二	九	〇	二
〇	(略)	〇	(略)	〇	(略)	〇	(略)		
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	

		八 第 一 種 自 動 車 系	(略)		
	自動車 整備科	自動車 製造科	(略)		機械技 術科
	(略)	(略)	(略)		(略)
二 専攻 科目 (略)	一 系基礎 1 学科 (略) 2 実技 第一種自動車 系自動車製造 科の系基礎実 技の①から③ までに掲げる	一 系基礎 1 学科 (略) 2 実技 ① (略) ②・③ (削る) 二 専攻 (略)	(略)	一 系基礎 (略) 二 専攻 (略) 1 学科 (略) 2 実技 (略)	
	(略)	(略)	(略)	八五〇	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		八 第 一 種 自 動 車 系	(略)		
	自動車 整備科	自動車 製造科	(略)		機械技 術科
	(略)	(略)	(略)		(略)
二 専攻 科目 (略)	一 系基礎 1 学科 (略) 2 実技 第一種自動車 系自動車製造 科の系基礎実 技の①から④ までに掲げる	一 系基礎 1 学科 (略) 2 実技 ① (略) ② 機械操作基 本実習 ③・④ 二 専攻 (略)	(略)	一 系基礎 (略) 二 専攻 (略) 1 学科 (略) 2 実技 (略)	
	(略)	(略)	(略)	八三〇	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

系 ク ス	カ ト メ	五 十 四	(略)	九 第 二 種 自 動 車 系	
				自動車 整備科	自動車 整備科
				(略)	(略)
				一 系基礎 1 学 科 (略) 2 実 技 (略)	二 専攻 (略)
				(略)	(略)
				(略)	(略)

系 ク ス	カ ト メ	五 十 四	(略)	九 第 二 種 自 動 車 系	
				自動車 整備科	自動車 整備科
				(略)	(略)
				一 系基礎 1 学 科 (略) 2 実 技 (略)	二 専攻 (略)
				(略)	(略)
				(略)	(略)

(略)

別表第十一の三(第四十五条の二、第四十六条関係)

(略)	溶接科	免許職種 受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲
		労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)によるガス溶接作業主任者免許若しくはガス溶接技能講習の修了証を有する者又はボイラー及び压力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)による特別ボイラー溶接士免許若しくは普通ボイラー溶接士免許を有する者	(略)	(略)

(略)

別表第十一の三(第四十五条の二、第四十六条関係)

(略)	溶接科	免許職種 受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲
		ボイラー及び压力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)による特別ボイラー溶接士免許又は普通ボイラー溶接士免許を有する者	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(訓練基準に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）別表第二に定めるところによる鉄鋼科、鑄造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、機械加工科、精密加工科、機械技術科、自動車製造科、第一種自動車系自動車整備科、第二種自動車系自動車整備科、自動車車体整備科又はメカトロニクス科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してそれぞれ改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）別表第二に定めるところによる鉄鋼科、鑄造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、機械加工科、精密加工科、機械技術科、自動車製造科、第一種自動車系自動車整備科、第二種自動車系自動車整備科、自動車車体整備科又はメカトロニクス科に係る普通課程の普通職業訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けたい旧規則別表第二に定めるところにより行われた訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新規

則別表第二に定めるところにより行われる訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

2 新規別表第二に定めるところによる鉄鋼科、鑄造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、機械加工科、精密加工科、機械技術科、自動車製造科、第一種自動車系自動車整備科、第二種自動車系自動車整備科、自動車車体整備科又はメカトロニクス科に係る普通職業訓練を行うことができ、この省令の施行の際現に旧規則別表第二に定めるところによる鉄鋼科、鑄造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、機械加工科、精密加工科、機械技術科、自動車製造科、第一種自動車系自動車整備科、第二種自動車系自動車整備科、自動車車体整備科又はメカトロニクス科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してこの省令の施行後に行われる普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例によることができる。